

小松市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の 敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定による、小松市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積（㎡）	摘要
					主要用途（処理能力）
（株）増田喜 小松営業所	小松市 長崎町	さ31番 他7筆	宅地	1,427.96	ごみ処理施設 （古紙の圧縮梱包処理） 113.5t／日

理 由

（株）増田喜は昭和24年に福井市において再生資源回収卸売業を創業し、昭和49年に小松市下牧町に（株）カミ商小松を設立し、現在まで古紙の圧縮梱包処理業を営んでいる。

今回、（株）カミ商小松の既存処理施設が老朽化し建て替えを検討したが、昭和50年5月1日より用途地域が第1種住居地域に指定され、当該処理施設は建築できないとなったことから、やむを得ず申請地での新築を計画したものである。

申請地は、都市計画区域内の市街化調整区域に位置し、周辺に住宅等もなく、道路幅員26mの主要地方道金沢・美川・小松線に面している。

近隣町内及び隣接地権者の同意を得ており、公害等周辺環境に対する対処及び関係法令等に係る協議を終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第51条ただし書きの規定による敷地の位置について附議するものである。